

平成 28 年度 第 100 回全体会 議事録

開催日時	平成 28 年 5 月 31 日（火） 午後 1 時 30 分～
開催場所	城西館 3 階 日輪の間
出席委員	楠瀬裕久 長野 巡 西野幸一 西本統洋 森本常喜 横山桂一 高橋政継 加藤孝幸 田内正博 高木 妙 成岡三男 鍋島義信 平田文彦 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 澤本和男 福永琢巳 宮田義久 和田善次 川村隆一 竹内義昭 田鍋 剛 門田博文 中山忠明 松田 環 前田貴美雄 氏原嗣志 宇賀 巖 今村幸一 矢野 強 島田研一 雨森廣志 川澤一博 上田 博 久保壽美男 吉川祐二 以上 37 名
欠席委員	以上 0 名
事務局	吉良局長 岩崎次長 榮枝主幹 堀内係長 藤田主任 長澤主任 廣末主事 以上 7 名
議 題	議案第 1 号 議事録の公表について 議案第 2 号 違反転用への対応について 議案第 3 号 農地利用最適化推進委員委嘱のための選考委員会の設置について その他 ・ 農業委員会活動記録簿の記入方法について ・ 今後のスケジュールについて

開 会	会長 門田博文が議長となり、開会を宣す。 (午後 1 時 30 分～)
議事録署名委員	議長が、大野哲委員 中山忠明委員を指名する。
議 事 議長 榮枝主幹	それでは、お手元に配布いたしました全体会次第により議事を進めてまいります。 それでは、議事に移ります。 議案第 1 号「議事録の公表について」事務局より説明願います。 議事録の公表について、説明させていただきます。 議案 1 の「議事録の公表について」を見ていただけますか。 1 関係法令 農業委員会等に関する法律第 33 条が、平成 28 年 4 月 1 日に施行され、「会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」となりました。 次の黒丸の所ですが、改正前は、農業委員会等に関する法律第 27 条で、「会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならない」、農林水産省の通達では、(オ)審議結果等の公表の下線を引いている所ですが、「市町村個人情報保護条例等に留意の上、これを縦覧に供すること」、「当該議事録について市町村のホームページ等により公表すること」となっておりました。 2 今までの公表と取り扱いについては、事務局で、議事録の縦覧、個人情報もそのまま縦覧により公表を行い、また、情報公開請求での公開の場合には、個人情報部分は黒塗りして公開していました。 3 他市町村の公表につきましては、松山市と徳島市は、事務局で議事録と議案書を縦覧しています。 高松市は、インターネット及び事務局で、議事録のみを公表しています。 4 今後の公表の方法と取り扱いについては、インターネットでの議事録の公開について、全体会で承認された後、平成 28 年 4 月分から、PDF 化した議事録のみを高知市農業委員会のホームページで公表します。また、従来からの事務局での縦覧、議事録のみも継続して行います。 5 議案書の公開については、従来は、議事録の縦覧時に参考としてそのまま公開していましたが、今後は、情報公開請求での公開のみとし、その際個人情報部分は黒

榮枝主幹	塗りしての公開とします。高知市土地改良区連合会から、個人情報の情報提供についての協力依頼がっておりますので、岩崎次長から説明させていただきます。
岩崎次長	先程説明がありました、「議事録の公表について」に関連して、土地改良区連合会の方から農業委員会に対して、農業委員会が保有している個人情報の提供について協力依頼がございました。先程の取り扱いでいきますと、従来は縦覧により必要な情報を入手することができておりましたが、今回の取扱いによりできなくなるということになります。 資料2ページをご覧ください。 2の「農業委員会が保有する個人情報を関係機関に提供する方法」というところに記載しておりますが、方法としまして、実施機関、農業委員会も該当するわけですが、「高知市個人情報保護条例」というものがありまして、これに基づいて、「情報の公開をしていかなければならない」となっています。その規定の中に従来では、外部提供について制限が設けられております。ただ、例外の一つとして、「本人の同意があるときは外部提供ができる」という定めがございます。土地改良区に対しましては、この現在の手続きを踏んで外部提供をしていきたいと考えております。 最終的に取り扱いの方針としましては、3の「関係機関（土地改良区）への外部提供に関する取り扱い方針（案）」に記載しておりますが、「農業委員会は土地改良区が請求する個人情報等について、高知市個人情報保護条例に基づき、土地改良区内の農地に係る申請者本人の同意を得る手続きにより、情報の提供を行うこととする」という取り扱いを考えており、この方針について、ご審議いただければと思います。以上です。
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —

議 長	ご異議なしとのことですので、本件は議案どおり承認することといたします。 続きまして、議案第2号「違反転用への対応について」事務局より説明願います。
榮枝主幹	違反転用への対応について、説明させていただきます。 議案第2号「違反転用への対応について」を見ていただけますか。 違反転用に対する処理の流れとしまして、農業委員会が、違反転用を発見した後、農業委員会により、事情調査や是正指導、原状回復、転用の申請書提出等を行います。是正指導に従わない時には、高知県農地・担い手対策課へ「違反転用事案報告書」を提出します。以下、高知県での処理となりますが、高知県が対応方針を協議、決定して、是正指導を行います。 指導内容が不履行の場合、勧告を行います。その後、「処分又は命令」を経て、「行政代執行としての原状回復の措置」がなされます。 次のページに移りまして、法的な根拠としまして、違反転用に対する処分を規定している農地法の第51条では、資料の下線の部分ですが、都道府県知事等は、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置、以下この条において「原状回復等の措置」という、を講ずることを命ずることができるとなっています。 次に、今年の4月から、違反転用に対する措置を要請することが出来るようになりました。平成28年4月に改正されました、農地法第52条の4において、農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第51条第1項の規定による命令その他必要な措置を講ずるべきことを要請することができることと規定されました。 次の農地法関係事務に係る処理基準については、下線部ですが、要請は都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うことが望ましいとされています。命令や、その他必要な措置の要請をすることができることと規定されたことから、今後、違反転用に対する措置を県に要請していきたいと思います。以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。

委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件は、議案どおり承認することといたします。 続きまして、議案第3号「農地利用最適化推進委員委嘱のための選考委員会の設置について」事務局より説明願います。
吉良局長	この件については、私の方で説明させていただきます。 皆さん、ご存知かと思いますが、今年の4月1日に農業委員会法が変わりまして、新たに高知市の場合は、来年の7月からということになるわけですが、農地利用最適化推進委員を委嘱するということになっております。委嘱をするにあたって事前に準備が必要になってきますので、そのための選考委員会の設置が必要だということでの議案になります。ここに書いてありますが、「農地利用最適化推進委員の定数と今後のスケジュール」ということで、定数につきましては、法律に「農地100haに1名の割合で配置できる」と書いておりますので、これが最大数ということになります。高知市の場合は、4000何ha、端数切り上げですので、最大は41名ということになります。 委嘱までのスケジュールですが、今年の11月ぐらいまでに区域を設定して、その区域に漏れなく配置をしないといけないということになっておりますので、「区域」や「定数条例」など必要な事項を整備して、12月の議会に関連の条例を提出して議会の同意をいただくと。それで、来年の2～5月の間に選考委員会で推薦、公募を行って、これはホームページ等でも中間とか結果を報告しないといけないようになってきますので、そういう必要な処理を全部行い、その後選考を行って、実際は来年の7月19日で現農業委員の任期が終わり20日から新たな農業委員、これは市長が選任するわけですが、この市長に選任された委員で、最適化推進委員の区域とか選考結果をまず承認をいただいたうえで、委嘱をするということになります。このスケジュールにつきましては、農業委員の推薦というか選考のスケジュールとほとんど一緒です。農業委員の選考のスケジュールは市長が任命をするということになりますので、そちらの事務自体は市長部局の方で事務を行うと。それと、最適化推進委員のスケジュールを合わすような形で、推薦とか公募とかいうやり方が農業委員と推進委員とほとんど同じです。だから共同してやっていくということでこういうスケジュールを立ててお

吉良局長	ります。 選考までの日程は、こういうことになるわけですが、選考するための設置の案として、先日運営委員会をやりまして、運営委員の方については、「選考委員になってくれませんか」という話をして了解をいただきました。その場で、今ある市内の全地区から選考委員が出ていた方がいいだろうということで、今の運営委員の中で、足りない地区として、高知市の北部から1名、中央から1名、南部から1名、西部から1名ということで、合計10名ということで選考していけば、それぞれ自分の地区を代表して意見を言えるだろうという話になりまして、そういう形で選考委員会を設置するというので案を出しました。
議 長	選考委員会のする役割としては、正式には地区割りをしないといけません。 これを今の選挙区みたいに4つにするのか、もっとたくさんにするのかということもありますし、そこでの定数を何名にするのか、最大は41名と決まっていますので、自分の地区をできるだけ多くというのはあると思いますが、その定数は何名が適当であるのかについて、定数を決めるにあたっては報酬も関わってきますので、最後は事務局でやることになりますが、予算を踏まえたうえで、報酬も決定していただくと。それから、農地利用最適化推進委員の行う業務というのを「こんなことをやってもらいたい」というふうに決めないといけませんので、それを決めていただく。それから、条例、規程、要綱等がいいかどうか検討していただく。さらに、推薦、公募の実施を実際、農業団体とかに推薦を依頼することになってますので、どこの地区のどこの農業団体に推薦を依頼するとか、そういうことをその中で決めていってもらいたいということで、諸々の作業をしていただくために農業委員主体の選考委員会の設置をしたという提案ですので、よろしくお願いいたします。 説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。 現在、お考えいただいている議案第3号につきましては、このような形で進んでいく中で、状況等々につきましては、皆さんに報告していかなければならないと思っております。
吉良局長	すいません。言い忘れました。運営委員の6名は決まっていますので、北部、中央、南部、西部の各委員1名ずつという案が出ておりますが、ここで、ご了解いただきます

吉良局長	したら、後日、打ち合わせのうえ、「やってもらえないだろうか」ということで、それぞれの地区のどなたかにお願いすることになると思いますので、それも合わせてよろしく願いいたします。
議 長	今、局長の方から補足説明がございましたが、意見がないようでしたら、このような形でスケジュールを目指して対応していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
西本委員	西本ですが、選考委員会の投票案ということですが、地区を分ける時に普通は東西南北で分けますが、中央を入れているのはどういうことでしょうか。
吉良局長	基本的には農業委員会の地区というのは、例えば、移動農業委員会をやっている区分けとかいう形であるわけですが、そうになると、あまりにも人が多くなり過ぎるということで、それを参考に東西南北、それから土佐山、鏡、春野という中で考えたら、人・農地プランの中で中央地区があり、ここも最適化を推進していかなければならない地域に入ってきますので、「中央」という形で入れております。 すいません。「東が入ってない」のは、東の地区は大野委員が担当ということで入ってますので、東は除けてます。
西本委員	了解しました。私はどうしてだろうと思ってました。
議 長	現在の運営委員は、私と大野委員、農地部会長、職務代理、農政部会長、職務代理というメンバーでございます。
西本委員	会長は北部には入らないわけですね。
議 長	プラス分ですので。
西本委員	私が思うのは、大野委員が入っているからということなら、運営委員の中にいるのは、会長も入っているのではと思って。

議 長	運営委員のメンバーですね。
西本委員	運営委員のメンバーの6名で、東部を除けて、中央を入れたということで、大野委員が運営委員の6名の中に入っているの、あえて東部を書かなかったというのが、私はボタンをよう掛けません。
竹内委員	北部はどこからどこまでですか。
議 長	土佐山などの第3の所です。
竹内委員	土佐山の場合は、会長も中山委員もおるわけですね。東部の場合は大野委員が1人と。それで東部は除けて、北部はどうして入っているのですか。
吉良局長	事務局から運営委員で選考するのはどうかという案を出しました。運営委員会では、「やってもいい」という話で、地区で見た時に、例えば、土佐山は運営委員の中に2人いて、春野も2人いると。できるだけ全地区から出た方がいいけど、例えば、移動農業委員会をやるような地区で、あんまり人が増えすぎて17地区も出てきたら話が中々まとまらない。地区ごとの意見もあるので、できるだけいくつかの地区はまとめたうえで、全地区を網羅した方がいいという中で、運営委員の地区を割り振った所が、「大野委員は五台山なので、高知市の東部なので、東部地区でいいのではないか」という話になって、そしたら、「足りないところは」ということで、実際は北部という一宮、布師田ということになると思いますが、イメージとしては、中心部から北の方ということで、「秦、初月も入れていいのかな」と思っております。厳密に北部が「どこからどこまで」ということはないわけですが、その辺りから、北部地域を代表する農業委員の方に出てきていただいて意見を言っていたきたいです。
西本委員	耳障りだから、東西南北の方がいいんですよ。今、言われている中央をどこに寄せるかは知りませんよ。おそらく目星を付けていると思いますので、そういうことで語っていると思いますが、運用面で先程お伺いしたのですが、「北部は、この地区と、この地区」とか具体的でないということであれば、「東がない」というのは耳障りで

西本委員	す。私は、そうと思いますが、皆さんがよろしいのであれば、私は、あえて言いませんけど、以上です。
議 長	他にございませんか。
楠瀬委員	地区を入れると面倒ということになれば、運営委員 6 名を除いて、高知市を網羅できる委員を 4 名足すという格好で、北部、中央、南部なんかは除けて、全体を網羅できる委員を残り 4 名という書き方にしてもらったら問題ないと思います。
吉良局長	ここに出している意図としては、「全地区を網羅をする」というところで、足りない所として、「東がおるき東が入ってない」ということですが、そういう意味では、楠瀬委員のおっしゃるとおりで、「全地区を網羅する」という意味では、運営委員だけでは足りないのでは、足りない地区を含めて 10 名程度で行いたいという趣旨です。北とか南とかに拘っているわけではありません。
議 長	狙いの話をしてくれましたが、トータルでは 10 名の中で運営委員が 6 名、後の 4 名につきましては、凸凹がないように網羅していこうということによろしいでしょうか。他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件は、議案どおり承認することといたします。 それでは、その他の件に移ります。「農業委員会活動記録簿の記入方法について」事務局より説明願います。
堀内係長	本日お配りした「農業委員活動記録簿」について、農業委員会等に関する法律の一

堀内係長	部改正に伴い、様式が一部変更になっておりますので、記入の仕方について、簡単にご説明いたします。 お手元の「農業委員活動記録簿」の 16, 17 ページをお開きください。記入例がありますが、昨年と大きく異なっている部分が 2 点あります。 まず、これまでは、「活動区分」が「農地」、「担い手」、「その他」の 3 つの項目に分かれておりましたが、今回から「農委法第 6 条第 1 項に基づく業務」、「同条第 2 項に基づく業務」、「同条第 3 項に基づく業務」、「農委法第 38 条」の 4 項目に変更になっています。 次に活動実績の記入の仕方ですが、これまでは活動した日に○印を記入していただいていたのですが、今回から 1 日は○、半日は△と活動時間に応じて活動実績件数の欄に記入していただき、該当する活動の分類にチェックをつけていただくことになっています。 なお、9～15 ページに詳しい使い方の説明がありますので、後ほどご確認ください、ご不明な点などありましたら、事務局までお問い合わせください。 事務局は、記録簿に記入していただいた活動実績に基づいて、活動管理簿を作成することになっております。この管理簿は平成 29 年度から交付申請をする、農地利用最適化交付金の活動状況報告書の作成に必要となりますので、活動した場合は忘れずに記入していただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	1 日や半日とは何時間を指していますか。
堀内係長	何時間になるのかを決めると皆さんがご記入しにくくなると思います。
西本委員	私が思うのは、午前、午後とかあるけど、時によって午前 10 時頃に出ていって、午後 3 時頃に帰る場合もあるし、○と△で区分しないといけないとなると分かりにくいので、記載の基準を教えていただいたら非常にやりやすいと思います。
議 長	皆さんと相談しましょう。

堀内係長	基本的に1日の考え方は例えば、午前10時ぐらいに出て行って、午後2時ぐらいまで活動されて帰ってきたら1日としていただいて構いませんし、例えば、午前中に遊休農地を見にいった、一旦、昼には帰ったけど、午後から地区の農業者の方と話をする会があって出ていったということでしたら、「1日の活動」ということで、「○」と書いていただいて構わないと思います。
楠瀬委員	西本委員が言うように、労働時間を4時間以上やったら、1日にしたら面倒臭くないでしょう。
西本委員	私は、そのように思います。
堀内係長	分かりました。事務局の方で、一旦、持ち帰りまして、どういうふうに時間の基準を設けるかということを相談のうえで、皆様にお示しするようにいたしますので、ちょっとお時間いただきたいと思います。申し訳ございません。
議長	よろしいでしょうか。他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	1日の時間が8時間、4時間が半日という話がございましたが、そんなことを頭の中において、また検討していただきたいと思います。 それでは、「今後のスケジュールについて」事務局より説明願います。
岩崎次長	— 今後のスケジュールについて 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	それぞれの地域で移動農業委員会の開催をお願いしておりますが、大変ご苦労で

議 長	ございますが、よろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして、第 100 回全体会を閉会いたします。
閉 会	議長 門田博文が挨拶して閉会を宣す。 (午後 2 時 10 分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 7 月 4 日

議 長 門田 博文

議事録署名委員 大野 哲

議事録署名委員 中山 忠明

議事録作成者 廣 末 翔 太